

総情郵第44号
平成21年3月16日

郵便事業株式会社

代表取締役会長 北村 憲雄 殿

総務大臣 島山 邦夫 印

運送委託事業者に係る残留事故の再発に伴う監督上の命令について

運送委託事業者に係る残留事故については、昨年11月に梅田駅で発覚した鉄道コンテナ便に係る配達遅延事故を契機に、同年12月15日に業務運行全般の見直しによる適正な業務運行体制の確立を内容とする監督上の命令を発出したところである。

当該命令を受け、本年1月26日に、郵便事業株式会社から、鉄道コンテナ便及び航空・船舶も含めた運送委託事業者に対する管理監督強化を内容とする再発防止策の報告を受けたところであるが、3月6日に沖縄・那覇港において船舶コンテナ（臨時便）中にゆうパック50個の残留事故が発覚した。

当該事故は、ゆうパックを搭載したコンテナを船に搭載したことについて受託会社内における情報伝達の不徹底及び臨時便開設通知の未送付が原因であるとの報告を受けている。当該事故は、①再発防止策を講じた直後の事故であること、②昨年の鉄道コンテナ便残留事故同様、定められた処理を怠ったものであること、③お客様の不着申告による調査まで事故の発見ができなかつたこと、④臨時便は今般の再発防止策を講じる前から必ず開設通知を送付することとなっていたものであること等から、郵便事業株式会社が昨年の残留事故を契機に講じた再発防止策及び正常な業務運行の重要性が、現場にまで浸透していない実態が明らかになった。

郵便事業株式会社が再発防止策を講じた短期間の間に、昨年の残留事故と同様の事務処理ミスによる事故が再発したことは、極めて遺憾である。郵便業務・荷物業務のサービスの基本は、お客様から預かった郵便物・荷物を、安全かつ確実にお届けするということにある。郵便事業株式会社としては、改めて、提供するサービスの基本に立ち戻り、業務運行のあり方について、抜本的かつ徹底的に見直すことが必要であると判断する。

以上から、郵便事業株式会社法第12条の規定に基づき、以下のとおり、命令する。

- 昨年12月15日に発出した監督上の命令の内容の再徹底を図ること。
- 郵便事業株式会社が提供するサービスの正常な業務運行確保策の実施を最優先し、その間は、郵便事業株式会社法第3条第3項に係る認可申請は慎重に行うこと。
- 今回の事故に係る責任の所在を明らかにすること。